

西宮市都市景観・屋外広告物審議会屋外広告物部会設置要綱

(設置)

第1条 西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）第26条第1項の規定に基づき、西宮市都市景観・屋外広告物審議会（以下「審議会」という。）は、西宮市都市景観・屋外広告物審議会屋外広告物部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、西宮市附属機関条例 別表で規定する審議会の担当事務に定められた事項のうち、次に掲げる事項について審議を行う。

(1) 西宮市屋外広告物条例（平成19年西宮市条例第31号。以下「条例」という。）において審議会の意見を聴くこととされている事項のうち、次に掲げる条項に基づき審議会の意見を聴くこととなる事項。

イ 条例第12条第2項 【屋外広告物特例許可】

ロ 条例第16条第3項第6号 【禁止地域の規制を適用しない屋外広告物の認定】

(2) 前号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項。

(部会への出席等)

第3条 部会は、前条に規定する審議に際し、当該審議に係る行為をしようとする者又は行為をした者に対して、部会への出席および審議に必要な図書等の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 部会の庶務は、政策局都市計画部において行う。

(雑務)

第5条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

付 則

この要綱は、令和5年1月16日から施行する。